

指定居宅サービス事業者等の指定の全部効力の停止について

令和5年9月1日

八尾市健康福祉部福祉指導監査課
電話 072-924-9362 (直通)
FAX 072-922-3786

介護保険法（以下「法」という）の規定により、下記、指定居宅サービス事業者等の指定の全部効力停止3か月を行いましたのでお知らせします。

【指定の全部効力停止対象事業者】

- ・法人名 株式会社里葉会
- ・代表者 代表取締役 窪内 悠起
- ・所在地 八尾市山本町南八丁目1番20号

【指定の全部効力停止対象事業所名称及び所在地】

- ・事業所名 訪問介護里葉会八尾
- ・所在地 八尾市青山町五丁目5番7号 グランヴェール青山A棟101号
- ・サービスの種別 訪問介護、第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）
- ・事業所番号 2775506880

(1) 指定の全部の効力日

令和5年9月1日

(2) 指定の全部効力停止の理由

①不正請求（介護保険法第77条第1項第6号に該当）（対象：訪問介護）

- ・サービス提供責任者（管理者兼務）が、訪問介護員の業務の実施状況の把握等を怠り、勤務実態のない訪問介護員の記名によるサービス提供記録に基づき、居宅介護サービス費を不正に請求し受領した。
- ・1人の訪問介護員が、同日同時間帯に複数の利用者にサービス提供した記録があり、誰が、いつサービスに入ったか不明でありながら、介護給付費を不正に請求し受領した。

②介護保険法違反（介護保険法第115条の45の9第1項第6号該当）（対象：第1号訪問事業（訪問介護相当サービス））

- ・一体的に運営している指定訪問介護事業所において、全部効力停止処分に相当する介護保険法に違反する行為が認められた。

(3) 指定の全部効力停止事業者に対する経済上の措置

指定全部効力停止事業者に対する経済上の措置として、不正に受領していた介護給付費の返還を求める。返還の対象となる介護給付費は、令和3年7月から令和4年7月までの見込みであり、金額は以下のとおりである。

介護給付費分	711,529円
加算額	284,610円
総額	996,139円

※加算額：給付費の40%相当額